

第 9 9 号議案

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例設定について

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例

八王子市屋外広告物条例（平成 2 6 年八王子市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（許可の申請） 第 7 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる屋外広告物等は、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。ただし、第 2 号から<u>第 7 号</u>まで、<u>第 9 号</u>、<u>第 1 0 号</u>、<u>第 1 2 号</u>及び<u>第 1 3 号</u>に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。 (1) 他の法令の規定により<u>表示し、又は設置する</u>屋外広告物等 (2) 国又は公共団体が公共的な目的で<u>表示し、又は設置する</u>屋外広告物等 <u>(3) 市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等</u> <u>(4)</u> 公益を目的とした集会、行事、催物等のために<u>表示し、又は設置する</u>貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕 <u>(5)</u> （略）	（許可の申請） 第 7 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる屋外広告物等は、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。ただし、第 2 号から<u>第 6 号</u>まで、<u>第 8 号</u>、<u>第 9 号</u>、<u>第 1 1 号</u>及び<u>第 1 2 号</u>に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。 (1) 他の法令の規定により<u>表示する</u>屋外広告物等 (2) 国又は公共団体が公共的な目的で<u>表示する</u>屋外広告物等 <u>(3)</u> 公益を目的とした集会、行事、催物等のために<u>表示する</u>貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕 <u>(4)</u> （略）

(6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

(7) 管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する屋外広告物等

(8) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等

(9) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 第10条第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕

3・4 (略)

(禁止区域)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる屋外広告物等について、市規則で定める基準により、同項各号に掲げる地域等において、許可をすることができる。

(1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

(2) 道標、案内図板等公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等

(3) 屋外広告物等の近隣の店舗、事務所、工場等の案内又は誘導するための電柱、街路灯柱等を利用して表示し、又は設置する屋外広告物等

(4)・(5) (略)

(6) 避難標識又は案内図板等に表示し、又は設置する屋外広告物等

(7)～(9) (略)

3 (略)

(禁止物件)

第11条 市長は、次に掲げる物件については、第7条第1項及び第21条第1項の規

(5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物等

(6) 自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する屋外広告物等

(7) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する屋外広告物等

(8) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示する屋外広告物等

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 第10条第1項第1号、第4号、第5号及び第10号及び第11号（同項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等を除く。）並びに同項第12号に掲げる地域等において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕

3・4 (略)

(禁止区域)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる屋外広告物等について、市規則で定める基準により、同項各号に掲げる地域等において、許可をすることができる。

(1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物等

(2) 道標、案内図板等公共的な目的で表示する屋外広告物等

(3) 屋外広告物等の近隣の店舗、事務所、工場等の案内又は誘導するための電柱、街路灯柱等を利用して表示する屋外広告物等

(4)・(5) (略)

(6) 避難標識又は案内図板等に表示する屋外広告物等

(7)～(9) (略)

3 (略)

(禁止物件)

第11条 市長は、次に掲げる物件については、第7条第1項及び第21条第1項の規

定による許可をしてはならない。ただし、第7条第2項第1号から**第8号**までに規定する屋外広告物等については、同項の規定により、これを表示し、又は設置することができる。

(1)～(8) (略)

2 市長は、次に掲げる物件については、貼り紙、貼り札等、広告旗、又は立看板等に係る第7条第1項及び第21条第1項の規定による許可をしてはならない。ただし、第7条第2項第1号から**第8号**までに規定する屋外広告物等については、同項の規定により、これを表示し、又は設置することができる。

(1)・(2) (略)

(禁止屋外広告物等)

第12条 何人も、形状、規模、色彩、意匠その他**表示又は設置の方法**が良好な景観若しくは風致を害するおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 (略)

(表示又は設置の基準の設定)

第13条 次に掲げる屋外広告物等について、表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の基準を**市規則で定めた**ときは、当該基準によらなければならない。

(1)～(12) (略)

2 **前項の規定にかかわらず、**景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、**市長が指定する区域に表示し、又は設置する屋外広告物等は、**同項第4号イの規定により**景観計画に定めた**事項について市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第14条 建築物に**表示し、又は設置する**屋外広告物等（屋外広告物の表示期間が7日以内のものを除く。）の表示面積の合計は、一の建築物の壁面面積に応じて、市規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(広告協定地区の指定)

第16条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、良好な地域環境を形成するため、当該区域内の屋外広

定による許可をしてはならない。ただし、第7条第2項第1号から**第7号**までに規定する屋外広告物等については、同項の規定により、これを表示し、又は設置することができる。

(1)～(8) (略)

2 市長は、次に掲げる物件については、貼り紙、貼り札等、広告旗、又は立看板等に係る第7条第1項及び第21条第1項の規定による許可をしてはならない。ただし、第7条第2項第1号から**第7号**までに規定する屋外広告物等については、同項の規定により、これを表示し、又は設置することができる。

(1)・(2) (略)

(禁止屋外広告物等)

第12条 何人も、形状、規模、色彩、意匠その他**表示の方法**が良好な景観若しくは風致を害するおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 (略)

(表示又は設置の基準の設定)

第13条 次に掲げる屋外広告物等について、**市長がその**表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の基準を**設けた**ときは、当該基準によらなければならない。

(1)～(12) (略)

2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、**景観計画に定めた**同項第4号イに規定する事項については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第14条 建築物に**表示する**屋外広告物等（屋外広告物の表示期間が7日以内のものを除く。）の表示面積の合計は、一の建築物の壁面面積に応じて、市規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(広告協定地区の指定)

第16条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、良好な地域環境を形成するため、当該区域内の屋外広

告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法の基準に関する協定（以下この条において「広告協定」という。）を締結したときは、広告協定書を作成し、その代表者が当該協定書を市長に提出して、当該区域について広告協定地区として指定するよう求めることができる。 2～4 （略） （告示） 第17条 市長は、第10条第1項第1号ただし書、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号、第13条第2項又は前条第2項の規定により地域等を指定し、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。	告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する協定（以下この条において「広告協定」という。）を締結したときは、広告協定書を作成し、その代表者が当該協定書を市長に提出して、当該区域について広告協定地区として指定するよう求めることができる。 2～4 （略） （告示） 第17条 市長は、第10条第1項第1号ただし書、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号又は前条第2項の規定により地域等を指定し、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第17条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の八王子市屋外広告物条例第13条第2項の規定による区域の指定及び同条例第17条の規定による告示は、前項ただし書に掲げる改正規定の施行の日前においても、行うことができる。